

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成 25 年度第 3 回水戸市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 平成 26 年 1 月 15 日（水） 午前 10 時 00 分から午前 11 時 40 分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎 大会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 井上繁，上村伸彦，赤林泰寛，江尻加那，飯田正美，植田修一，川崎晃一，菊地弘幸，吉田俊明，菊地健，荘司道之介，菊池直樹，檜山敏子，島村真知子，藤枝みち
  - (2) 執行機関 市民環境部長 三宅正人，ごみ対策課長 高野裕一，清掃事務所長 齋藤利光，ごみ対策課課長補佐 篠原芳之，ごみ対策課計画係長 遠藤宏律，ごみ対策課主幹 三浦伸公
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 新たなごみ処理基本計画の施策について（公開）
  - (2) その他（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0 人
- 8 会議資料の名称
  - (1) 資料 1 ごみ減量及びリサイクル目標について
  - (2) 資料 2 水戸市新たなごみ処理基本計画の施策の検討
- 9 発言の内容  

（開会，会長挨拶，会議録を確認し署名する委員の選出）

会 長－ それでは，議事（1）新たなごみ処理基本計画の施策について，事務局より説明願う。

執行機関－ （議事（1）新たなごみ処理基本計画の施策について，資料 1，資料 2 を説

明)

資料 1, ごみ減量及びリサイクル目標については, 第 2 回審議会において御承認いただいた新たなごみ処理基本計画の目標値について御確認をいただくため, お示しする。

まず, 1, 目標項目の設定をご覧願いたい。

目標の 1, 1 人 1 日当たりの総排出量は, 資源物も含め, 家庭系ごみ及び事業系ごみをトータルした排出抑制の進展度合いを確認する指標となる。単位を 1 人 1 日当たりの原単位とすることで, 市民, 事業者の当事者意識が向上しやすくなる指標であるとされている。

今回の計画策定は, 排出抑制に重点を置くことから, 1 人 1 日当たりの総排出量を指標にする。

この目標 1 に関しては, その構成要素となるサブの目標を併せて掲げる。

本市の新たなごみ処理基本計画は, 国の計画である第 3 次循環型社会形成推進基本計画等に準拠し, 目標の設定を行う。国の計画では, 一般廃棄物の減量化の目標を, 1 人 1 日当たりのごみ排出量を平成 12 年度比で約 25% 減とすることとしている。

また, 第 3 次循環計画に基づき, 目標 1 のサブ目標 1-①として, 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を示す。これは, 資源物を除いた家庭系ごみの排出量を目標設定することで, 市民によるごみ減量化及び分別収集への取組状況, 行政の周知及び啓発等がどれほど浸透し, 効果が現れているかを見る。

サブ目標 1-②は, 事業系ごみの排出量とする。これは, 事業所から出る一般廃棄物の減量化及び分別収集の努力の状況並びに行政の周知, 啓発及び指導の効果の状況を見る指標になる。

国の第 3 次循環計画では, まず 1 人 1 日当たりのごみ排出量の減量目標があり, これとは違う部分を見るため, 減量に係る視点の補完という意味で, サブ目標の数値の設定を進める。

目標の 2, リサイクル率は, 市の資源物回収量が低迷してきていることを踏まえ, その向上のため, また, 平成 31 年度からの稼働予定である (仮称) リサイクルセンターの整備に併せ, 新たな資源物の分別収集を推進するため, その指標となる目標としている。

おのおのの目標において, どのくらいの量のごみを減らせば良いのか, また, リサイクル率はどのくらいの数値に影響させられるのか, 2 ページ以降の目標数値をご覧いただく。

目標の 1, 1 人 1 日当たりのごみ量は, 平成 24 年度は 1,108 グラム, 前計画の基準である平成 12 年度 1,379 グラムと比較し, 約 19.7% 減という実績となっている。今後, ごみの発生抑制及び再使用に係る市民及び事業者の意識高揚, その実践に伴う施策, 事業者への指導等による取組, さらに資源化をより深く取り組むことなどにより, 平成 30 年度までに約 1,069 グラム, 平成 12 年度比約

22.5%の減，目標年度の平成 35 年度には約 1,031 グラム以下，25.2%以上の減量となるよう，目標の達成を目指す。

3 ページは，目標 1－①，1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量の目標である。平成 24 年度の実績は 666 グラムで，平成 12 年度の 823 グラムと比較すると，約 19.1%の減であった。目標年度に向け，家庭ごみの発生抑制及び再使用の促進に係る市民意識の高揚，実践に伴う施策，資源物分別の徹底などの施策により，平成 30 年度には 648 グラム，約 21.3%の減を目指し，平成 35 年度までに約 595 グラム以下，約 25%以上の減量となるよう，目標達成を目指す。

4 ページ，目標 1－②，事業系ごみ排出量は，今後のごみの排出量を推計した結果，今回の計画策定で準拠した国の第 3 次循環計画の目標である約 35%減までは到達ができない状況であるが，事業者の責務による適正排出，分別の徹底，民間ルートにおける資源化の推進等に係る施策により，平成 35 年度までに，平成 12 年度比で 20%以上の削減，約 2 万 9,400 トン以下とすることを目標とする。

5 ページは，目標の 2，リサイクル率であるが，平成 24 年度の実績では 17.2%となっており，平成 30 年度までの間，資源物の分別強化や事業系資源物の民間ルートでの資源化を推進する施策などにより，20%以上とすることを目指す。さらに，平成 35 年度の目標年度までには，平成 31 年度稼働予定の（仮称）リサイクルセンターの整備に併せ，市内全域でペットボトル及びプラスチック製容器包装の集積所収集を行うなどの取組を進め，約 25%以上を目指す。

6 ページの表 1 は，推計に基づく目標数値の設定を示している。目標及びサブ目標の予測設定の考え方では，排出抑制による減量効果の試算，資源物への移行による減量及び資源物量の増加の試算を表している。家庭系ごみ及び事業系ごみとも，試算においては，ごみ処理区域ごと，水戸地区，常澄地区，内原地区それぞれに行っている。平成 31 年度稼働予定の新ごみ処理施設では，市内全地区のごみを処理することとなるので，その後は 3 地区ごとに検証することはなくなるが，今回の計画を策定していく上で，地区ごとの数値の把握が必要となったことを付け加える。水戸市全体を捉えた目標値は，燃えるごみ，燃えないごみのそれぞれ一番目の欄で御確認いただきたい。

まず，家庭系ごみの燃えるごみは，水戸市全域では，平成 18 年度からのごみの有料化により，着実に減量化が進んできた。平成 24 年度の実績では約 630 グラムであった量を，新たな計画の期間においては，排出抑制及び分別の徹底を進める施策により，平成 30 年度までに約 18 グラムの減量を，平成 35 年度までには更に約 10 グラムの減量を目指す。平成 31 年度からは，ペットボトルに加え，プラスチック製容器包装の分別収集を開始し，これにより約 43 グラムを資源物へ移行し，合わせて約 71 グラムを減量，約 559 グラムとすることを目指す。

地区ごとに見ると，水戸地区は，平成 30 年度までに約 20 グラム，平成 35 年度までに更に約 11 グラム，また約 43 グラムを資源物へ移行することで，合わせて約 74 グラムの減量，約 573 グラムとすることを目指す。

常澄地区及び内原地区は、近年は横ばい若しくは増加傾向で推移してきていることから、推計上、平成 30 年度までは平成 24 年度実績のままとし、平成 35 年度までに、新たな資源物収集区分による資源物への移行による減量を目指すものとする。

燃えないごみについては、全体に占める割合が小さいことから、これ以上増えることのないように努め、燃えないごみの中に含まれる金属等を資源物へ移行するなどの形で減量を目指す。

資源物では、実際に燃えるごみの中には資源物が混入しているので、分別の徹底を進め、ごみから資源物への移行を目指す。市全体の目標では、分別の徹底などの施策により約 4 グラム、平成 31 年度からのペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集により約 43 グラムの移行を目指す。

水戸地区における推計分は、燃えるごみの分別排出効果で試算した移行分は、平成 30 年度までに約 5 グラム、平成 35 年度までに更に約 8 グラムとあるが、資源物量が減少傾向にあることを相殺する形で、平成 30 年度までに約 2 グラム、平成 35 年度までに約 4 グラムの増を目指す。それに新たな収集分を加算し、約 85 グラムまで向上させようとする目標としている。

常澄地区及び内原地区においても、ペットボトルの拠点回収、あるいは集積所収集を実施しているが、新たな分別による効果を同程度とみなし、資源物量の向上を目指す。

集団資源物回収は、近年は取り組む団体の状況が変化していることもあり、推計上は減少傾向となってしまうことが避けられないという状況である。よって、新たな分別収集区分、さらには収集方法の見直し等により、資源物量を向上させ、リサイクル率の向上を図るものとする。

事業系ごみについては、特に内原地区において事業系ごみの割合が高くなっているが、排出抑制、分別徹底などを進めることにより、平成 35 年度までに、水戸地区で約 4,000 トン、内原地区で約 200 トン、市全体で約 4,200 トンを減量化させ、資源化を進めるものとする。

最後に、それぞれの目標数値を総括した推計を示す。

1 人 1 日当たりのごみの総量は、平成 24 年度の実績、約 1,108 グラムから、平成 35 年度には約 1,031 グラム以下に、それぞれを比較して、1 人 1 日約 77 グラム以上減らすことを目標とする。これは 1 日で大体 S サイズのミカン 1 個分くらいの重さのごみを減らしていくことになる。また、生ごみの水切りを徹底するだけでも、相当な重量の削減に効果があるので、施策の展開が重要になると考える。

資源物を除いた家庭系ごみは、平成 24 年度の約 666 グラムから、35 年度には約 595 グラム以下まで減量するので、減量は約 71 グラム以上を目指す。

事業系ごみは、全体で平成 35 年度には 24 年度比で約 4,200 トンの減量を目指す。

リサイクル率は、民間ルート分を除くと、ごみの量自体の減少の影響もあり、近年は減少傾向にある。平成 30 年度まで資源化の各施策を推進し、目標としては約 20%の到達を目指す、少なくとも減少することのないように踏みとどまりたいと考える。平成 31 年度以降は、新ごみ処理施設の稼働に併せ、新たな資源物の分別収集や焼却灰等の再利用などの施策の効果や民間ルートでの資源化の推進により、約 25%以上とすることを目指し、計画を進めていくものとする。

資料 1 の説明は、以上とする。

続いて、資料 1 との関連があるので、資料 2、水戸市新たなごみ処理基本計画の施策の検討についてを説明する。

1 の前計画の評価と課題は、前計画である新ごみ処理基本計画において、施策の実施状況を点検すると、未達成であるものがあり、この点検の結果、明らかにならなかったものについては、新たな計画の中で検証し、評価と課題として整理していくものである。これらの評価を総括し、大きく 3 点の課題という形で整理した。これら抽出した課題は、施策の継続及び新たな施策に反映させる。

一つ目としては、ごみ、資源の排出量に係る課題である。

市民の皆様、事業者の皆様のこれまでの努力により、1 人 1 日当たりのごみの排出量は減少してきているが、まだそのものの量が多いという状況にある。また、リサイクル率については、逆にまだまだ低い水準にあり、率の向上が求められている。

これらの課題の解決に向けては、これまではリサイクルを重視する傾向で施策を行ってきたが、今後は、いかに排出量そのものの削減をするか、ごみを出さないかということを重視した施策に併せ、分別排出の徹底を推進していく。

二つ目として、下げ止まり傾向にある家庭からのごみ排出量や、減少傾向にある資源物量に関しまして、ごみ、資源の分別排出等に係る課題がある。

燃えるごみに関しては、家庭からのごみ排出量のうち、約 9 割を占めるので、排出抑制及び分別排出の徹底を目指し、燃えるごみの減量に向けた施策展開が必要となる。

資源物については、特に集団資源物回収の減少が顕著で、これは瓶、缶からペットボトルに移るなど資源物そのものの軽量化や新聞、雑誌の購読をしないといったライフスタイルの変化などの理由が考えられる。したがって、更なる分別、資源化に向け、新たな収集体制の検討、分別排出徹底のための施策が必要とされる。

三つ目の課題は、国、県の目標に対し達成状況を比較した国・県の方針及び目標等に係る課題である。

前計画の目標を国、県の目標と対比すると、一部は達成しているが、未達成である項目がほとんどである。本計画策定にて準拠した国、県の目標については、今後の取組により達成ができるよう、施策展開が必要となっている。

ここまでご覧いただいた前計画からの課題を踏まえ、新たな基本計画では、三

つの基本方針を定め、各種の施策を展開し、ごみ減量及びリサイクル率向上に取り組んでいくものとする。

まず、基本方針の1「ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進」として、施策を展開する。

本市の1人1日当たりのごみの総排出量は、県内においても高い傾向にある。よって、多量に排出される廃棄物の排出抑制が急務であるので、資源有効利用促進法（平成13年4月施行）にうたわれているリデュース、リユース、リサイクルの、いわゆる3Rのうち、優先順位の高い発生抑制及び再使用についての施策に取り組み、目標の達成を目指し、持続可能な社会の構築に資するものとする。

基本方針の2は、「分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大」とする。

発生抑制、再使用の施策を展開してもなお発生するごみ及び資源物については、計画期間中に整備する新ごみ処理施設の稼働に併せて、資源物収集の新たな分別品目を設け、さらにごみの分別徹底を啓発するなど、施策を展開し、循環型社会構築の推進に資するものとする。

基本方針の3は、「資源循環型の廃棄物処理システムの確立」として、再使用や再資源化に努めてもなお、ごみとして処理すべきものが発生するが、そうした部分を極力減らしていこうとする上で必要なごみ排出ルールに係る指導の徹底並びに整備を予定する新ごみ処理施設を中心とした新たな収集運搬体制や収集サービスの導入など、いっそうの処理システムの確立を目指し、目標達成に資するものとする。

これら三つの基本方針の前計画の基本方針との対比は、前計画の2本の方針を整理し、今回の方針を柱建てしている。前計画にある「循環型廃棄物総合管理システムの構築」に含まれる市民、事業者、行政の役割、PDCA（プラン・ドゥー・チェック・アクト）管理に関する項目は、基本方針の施策とは別に、計画策定作業の中で定めていく。

資料2の別紙、水戸市新たなごみ処理基本計画の施策及び主な取組（案）を説明する。

資料1で説明した数値の目標は、これらの施策に取り組む、排出抑制効果や資源化量向上の効果を生みだし、達成していこうとするものである。

新たな施策、新規施策を中心に、施策の体系を説明する。

基本方針の「ごみの発生抑制・再使用の推進」では、啓発活動、環境教育による意識改革とごみの発生、排出を抑制する具体的取組を基本施策とし、具体的な施策として、環境教育の推進、情報提供の拡充、啓発、不法投棄の防止、ごみの排出抑制や減量化の推進、意識醸成、事業系ごみの管理と指導の徹底などで体系を組む。

啓発活動、環境教育による意識改革での新規の取組は、（仮称）リサイクルセンターを拠点とした環境教育の推進を考えている。新たな施設での学習会や、新施設を拠点に、市内へ出向いて啓発を進めるなど、市民及び事業者の意識の高揚

に努めるという考えの取組である。

続く循環型社会の基礎となる情報提供の拡充では、新たなごみ関連刊行物の発行及び充実を挙げている。前計画から続いて取り組んでいく施策には、ウェブサイトやアプリなど情報発信ツールを駆使した情報提供や、ごみ減量の意識醸成を図る環境教育や施設見学会、環境イベントの開催などがあり、これらは引き続きごみ減量につながる重要な施策として位置づけ、推進させていこうとするものである。

ごみの発生、排出を抑制する具体的取組では、ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進において、物の再使用の機会の拡大を設けようとするリユース機会の拡大、日常使用するものにおけるリサイクル品の優先購入などの取組を考えていくものとする。

他、具体的な施策では、家庭における生ごみ減量化の推進、ごみ減量、資源化へ向けた意識醸成を策定し、生ごみ抑制対策の推進や、平成 18 年度より開始した家庭ごみ有料制導入の効果の検証、ごみ減量に係る表彰制度などの個別の取組を考える。

民間の独自ルートの減量化の推進においては、適切な分別、資源化の推進、オフィスから排出される古紙の資源化ルートの確立などを検討していく。

事業系ごみの排出管理と指導の徹底では、事業系の新たな分別品目の検討や小規模事業者の排出における適正化などの推進を図り、また、ごみ処理費用のあり方も含め、適正なごみ処理運営の検討も施策として挙げていくものである。

次の基本方針である「分別の徹底と再資源化の拡大」では、新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組、事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組を基本施策として設けている。うち、新たな分別に関する施策は、そのほとんどを新規の取組として考えている。

新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組については、平成 31 年度の新ごみ処理施設稼働後を見据え、プラスチック製容器包装の収集、ペットボトルの収集、粗大ごみの戸別収集などを実施し、ごみ減量化の推進並びにリサイクル率の向上につなげていく計画としている。

事業主体ごとの取組では、市民及び事業者の皆様における実践行動、行政における実践行動を具体的に定めて、特に推計上は減少傾向にある集団資源物回収について、その取組を拡充していこうとするなど、資源化向上への促進を図るものである。

三つ目の基本方針の「資源循環型の廃棄物処理システムの確立」では、排出を抑え、再使用し、資源化してもなお発生してしまうごみについて、適正に収集、運搬、処理を行い、環境への負荷をできるだけ抑えていく必要がある、また、災害の発生時など緊急時のごみ処理対策についても、備えが必要であることから、それらの基本施策を設ける。

まず、適正なごみ排出、効率的なごみの収集、運搬については、やはりごみ排

出ルールの指導徹底が重要となってくる。なかなか情報の届きにくい市民に対する周知の徹底や搬入調査を行い、適正な排出の確保に努めるものである。

また、将来にわたる収集運搬体制の効率化やサービスの向上、民間活力の導入も視野に入れた収集体制の確立、収集回数等のあり方、また市民ニーズのある粗大ごみの戸別収集についても、検討をしていくものである。これらの適正化を保つため、やはり地域の市民の皆様の御協力も欠かせないため、地域との連携を深め、力を結集し、適正な排出を保つよう、施策を進めたいと考える。

施設整備及び施設の適正管理においては、平成 31 年度の稼働を予定する新ごみ処理施設の整備に関する施策、第一、第二最終処分場の跡地利用及び適正管理の推進に関する施策を具体的に推進する。

新ごみ処理施設は、熱源施設としてはもとより、環境学習の場、リユース推進の場としても機能するような施設とすることも視野に入れ、整備をしていこうと考える。

小吹清掃工場は、新施設稼働までの間、フル回転で処理を続けることになるので、改修を含め、維持管理の徹底に努めていくものとする。

現在の第二最終処分場は、平成 28 年度には埋立て完了が見込まれるので、その後の有効利用の検討を本計画の計画期間の中で進める必要がある。

緊急時のごみ処理対策は、ふだんからの防災体制の整備の重要性はもとより、周辺自治体や民間との災害時の応援、支援体制の構築も重要であり、これら災害への対応については、水戸市地域防災計画に基づく対応に合わせ、効果的な対応が可能となるよう、今後の施策策定を進めていくものである。

ここまで基本方針の体系に沿って取組の説明を行ったが、これらの取組を計画期間の前期、後期それぞれでどう取り組んでいくかを計画ごとに提案しているので、今回の審議では、この期間的取組の部分においても御審議を賜りたいと考える。

会長－ ただいま事務局から、資料について説明があったが、自由に質問及び意見をいただきたいと思う。

委員－ 千波町に住んでいて、町内会の班長として、町内会の資源物の回収に携わっている。そこで気づいたことだが、アルミ缶とスチール缶は分別をすることになっており、ほとんどの人がルールに基づいて分別しているが、分別されずに出される場合がしばしばある。分別に関して、モラルというか、各自がもっと意識すれば、分別がかなり進むのではないかと考える。

会長－ 今の発言は、施策の中で考えた場合ということか。具体的にここをこうしたほうが良いということについて、意見はあるか。



委員－ 例えば資料1の6ページ、数値目標の設定のうち、家庭ごみの燃えないごみのところで、「ごみ中の金属等の資源物への移行」とあるが、イメージしたのは、瓶のキャップとか、それを分けるのかなと感じた。資料2の中に反映されているのであろうが、金属に限らず、資源に該当するものはこういうものがあるということ、いろいろな機会でも周知を続けてはと考える。

会長－ もっと市民への周知をという問題か。

委員－ 資源物集団回収の場合は、きちんと分別するのが基本である。資料1の6ページに関しては、この場合は当たらないと思う。あくまでも各自治会、町内会など、しっかりしているところは完全に分別している。私の組合のほうで収集させてもらっていることもあり、いろいろな問題も見ている。やはり、モラルに関しての問題が一番である。

委員－ 資料1の5ページ、リサイクル率のところ、平成31年度稼働予定の(仮称)リサイクルセンターの整備に併せ、プラスチック製容器包装の分別収集を行うとあるが、プラスチック製容器包装はどこまでを考えているのか。プラマークの付いているものが全てなのか。弁当の容器などの種類があるが、どこまで回収するのか、そのあたりをお尋ねしたい。

執行機関－ 新しいリサイクルセンターにおいては、プラスチック製容器包装を分別して収集することによって、プラスチック類として再生する。例えば菓子の袋や弁当の容器といったリサイクルマークの付いているものは、全て分別して収集する考えである。プラスチック製容器包装は軽くてかさばるという問題もあり、実際に集める際には、どのように集めるのか、どういう方法で出していただくか、稼働までの間、具体的に決めていくことになる。

委員－ これから目標に向かって具体的に進めていかななくてはならないと思うが、資料1についてお聞きする。4ページの事業系ごみの排出量について、平成30年度から平成35年度にかけて大幅に減量する目標になっているが、この根拠について説明願いたい。

それから、6ページ以降の数値の設定における、減量する要因について、分別排出を考えているところであるが、今までよりも更に進んだ分別を考えているのかどうか、その2点について、まずお聞きしたい。

会長－ 資料1の4ページについて、削減率が高いけれども、その理由や背景について御説明いただきたいということと、6ページにある分別について、新たな展開を考えているのかということについて説明願う。

執行機関－ まず、事業系ごみについて、平成 30 年度以降、大きく減らしていく目標を立てていることの根拠として何があるのかということについては、一つには、指導の徹底が考えられる。事業系ごみは、事業者が直接搬入するか、許可業者に委託をするという方法で清掃工場に運び込まれているが、小吹清掃工場の現状では、ごみピットの前のスペースがあまり広くないため、事業系ごみとして持ってきたものの確認まで行える状況にない。

平成 31 年度以降、新ごみ処理施設ができた際は、ピット前のスペースがある程度確保できるので、例えば抜き打ちで検査をして、資源となるものが含まれていれば、分別を更に徹底していただくよう指導していくようなことを含めて、燃えるごみの排出を減らしていこうと考えている。

分別の種類については、プラスチック製容器包装を分別して集める。現在、燃えるごみの中には、相当の量でプラスチック製容器包装が含まれるので、それを分別することによって、燃えるごみから資源へ移行することを考えている。

委員－ 事業系ごみの要因については、新ごみ処理施設の稼働が大きいということで理解した。

分別については、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別収集一本なのか。

執行機関－ ペットボトルについては、現在は拠点回収だけなので、それを含めて、集積所回収を開始する。

小型家電についても、試行的に開始するが、それを進めていくことによって、燃えないごみとして排出されているものの中から分けて収集することになる。これは、粗大ごみの収集を新たな品目として設けることに関連する。粗大ごみとしては、家電品や家具についても、戸別に収集することを今回の計画で検討していきたい。

委員－ もう 1 点、計画期間が 10 年ということで、長い期間であるが、中間で見直す考えはあるのか。

執行機関－ 新しい処理施設の稼働を平成 31 年度の予定として進めているが、ちょうど新たな基本計画の中間年度となり、そこで施設そのものや収集体制が変わるので、その時点の一つのポイントとして考えている。

委員－ 今まで 3R ということで取り組んできて、その中での優先順位を付けるという説明であったが、まず、ごみを出さない、発生抑制と再使用を最優先にするという方向は、そのとおりだと思う。リサイクルに特化しては、再資源化するために税金を使い続け、リサイクル貧乏になってしまうということも課題として

あるので、水戸市が新しい計画の中で、リデュース、リユースを上位に位置づけるということが市民の皆様の中にどれだけ徹底できるかが重要になってくるのではないかという感想を持った。1日1人当たりの家庭ごみの量を減らしていくという指標が一番分かりやすい目標設定だということにも、同感である。

しかし、資料1の3ページにあるように、平成24年度実績で666グラムあったものを、目標年度までに595グラムまで減らすと書けば、一見分かりやすく思えるが、目標を達成するには、市民一人一人の皆様に取り組んでいただければ達成できないが、例えば平成24年度で自分が1日にどれくらいごみを出しているかを把握している方はいないと思う。平成24年度の実績値に対して、自分はおもったくさんごみを出しているのか、少なめなのかというのが分からない。そうすると、自分はどのくらい減らす努力が求められているかも分からない。

さきほどモラルとか周知徹底が大事だという話が出たが、市民の皆様に対して意識づけをするときに、どうすればこれが把握できるのかなと思う。私たちが実感として思うのが、うちは45リットルの袋にがんばって詰めて、1回に1袋出すようにしているが、二つ出している家があると、ずいぶん出しているように感じたりするし、小さなごみ袋で出している家もあって、そこは少なく済んでいるななどと、45リットルや20リットルといった、重さというより、その容積での感覚を持っている。しかし、グラムとかトンになると、分からなくなってしまう。

ごみを減らしましょうというのは、漠然とは伝わるとは思うが、では、どうやって目標値まで持っていくのかということ、どうやって伝えたらいいのかということ、具体的な周知、PRの仕方に工夫が必要ではないかと思う。単に減らしましょうということでは、意識づけとしては弱いのではないかと思う。いちいちごみ袋の重さを測って出している方はいないと思うので、今後、計画を練り上げていく中で、工夫できる場所があればいいかなと考える。

集団資源物回収については、目標を設定して取り組んでいくということであるが、現状で減少傾向が続いているのを、どうやって増やすのか。目標だけでなく、方策がなければ、無理だろうと思う。それを担う町内の少子・高齢化もあるし、町内会への加入率が低下していることもあるし、独り暮らしの高齢者の方がわざわざ持って行くのおっくうだというときには、近所の協力を得て、ふれあい収集のようなこともやらなければ、持って行けないのだろうし、集団資源物回収がなぜ減少しているのかということも踏まえて、方策を目標値と併せて設定すべきではないかと思う。

市内全体では、国田地域ががんばっていらっしゃる。これは町内会の活動とも比例していると思うので、市内で特にどの辺が少ないのかとか、市内で減少が著しいところを洗い出し、その理由や意識づけを具体化できればいいのではと思った。

執行機関一 国田地区などは、資源物の回収率が高く、人口は少ない地域であるものの、

活動が盛んに行われているとのことであったが、そういった優良事例等を広く周知し、他の地区でもこのような取組ができるのではないかというような提示をしていくことも、我々に課された課題である。集団資源物回収は非常に効率の良い方法であるので、今後、盛んになるような方策を考えたい。

会長ー がんばっているところを褒めるとするのは、一種のインセンティブになる。

委員ー 資料を読ませていただいて、排出抑制が必要であるし、資源化、リサイクル、再利用といったことも大事だと思った。計画の方向性及び施策についての説明でも、排出抑制であれば、ごみを少なくしてもらうなど、出す側の意識を高めることが大前提だと思った。しかし、そういったモラルの向上に期待する上で、分別の方法やルールを守ってもらうのに、ルール違反する人を摘発するというか、シビアな方向性が必要かもしれない。市民の皆様には御協力いただくのに関しても、モラル向上にだけ期待するのではなく、このことに協力するといふことがあるというような一種のインセンティブは必要ではないかと思う。

また、これは正しいかどうか分からないが、生ごみ処理器の補助制度は浸透していて、減量の有効な手段だとは思いますが、単純にお金を出すというだけでなく、何かインセンティブ面での方策もあってもいいと思う。

それと、小型家電の拠点回収の話があったが、今のリサイクル制度に対し、将来的に有料化などについては、どのようにお考えか。

執行機関ー 排出抑制のためのインセンティブとして、市民の皆様はどういったことをお伝えするのかということで、一つの例として、生ごみ処理器等の補助を実施している。市内の小売店から購入する市民に対して、補助が出ることのお知らせ等によって、動機づけにはなると思う。

実は、生ごみ処理器の補助金については、震災前と震災後とでは、震災によって意識が外れたせいか、申請件数が落ち込み、その傾向が回復していない状況が続いている。その回復に向け、小売店さん等とタイアップし、制度とごみの減量に取り組めることができるといった周知などを今後行う必要があると考えている。

小型家電の回収については、法は施行されたものの、実際の運用では、認定事業者等の民間ベースでの回収を行おうとすると、いろいろ課題があって許可が下りないなど、進まないという状況にある。国でも、現状などを把握した上で、修正を加えていくと考えられる。市としても、市民の皆様から収集して認定事業者へ渡すという責務があるので、とりあえずできるところから開始し、徐々にシステムとしてうまく回るよう修正することも必要である。今回は拠点回収から始め、市民の皆様には、家電の中に含まれるレアメタルの有用性を知っていただき、更にシステムが確立していけば、それをいかして排出していただくように進めたい。

会長— ところで、基本的なことだが、前計画の名称「新ごみ処理基本計画」と今回の「新たなごみ処理基本計画」とで、用語として「新」と「新たな」とでどういう違いがあるのか。将来的にどうお考えか。

執行機関— とりあえず新たな計画を作るということで御審議いただいているが、最終的にまとめる段階では、「第〇次水戸市ごみ処理基本計画」という形になるという想定をしている。正式名称については、委員の皆様のお意見をいただきながら決めていきたい。

委員— 茨城県は第3次となっているので、合わせて表記したほうがいいのかと思う。  
あと、基本計画のスケジュールについて、26年度が初年度なので、4月から計画がスタートすると捉えている。そうすると、既に1月になっているが、計画案をいつくらいに取りまとめ、パブリック・コメントを行うのか、残りのスケジュールを確認したい。

執行機関— 当初は、今年度中に策定し、26年度の頭から新たな計画に基づいて施策を行う考えでいたが、現在の進行状況からすると、3月までに全てを終わらせるには、非常に難しい状況になっている。今のところ考えられるスケジュールとしては、26年度の半ばくらいまでかかる可能性があると考えている。最終的には、26年度に入ってから、審議会で御意見をいただくようになる。当初の予定より半年くらいずれる形の策定スケジュールになると考えている。

委員— 当初に頂いたスケジュールを見ていて、今回はどこまで審議を進めなくてはならないのかと考えていたが、去年の8月に諮問を受けたので、この短期間で進めるのは大変だと思っていた。まだ審議できる期間はあるということで理解する。  
さきほど出たプラスチック製容器包装は、どのように分別を徹底していくのか、また収集をどのようにやるのか、その辺も見えてこないし、基本計画としては不十分なのかと思った。全国にはプラスチックを分別収集している自治体は多数あるので、どこでどのような形で実施して、うまくいっている事例やどんな課題があるかなど、情報としていただければ良いのではないかと考える。

会長— 今後、他地域の情報があれば、披露していただきたい。  
他に御意見は。

委員— 排出抑制に力を入れるというのは良い視点と思うし、進めてもらいたい。  
あとは、施策の中で、使用済み小型家電の回収は、国も力を入れている政策なので、積極的に取り組んでいただきたい。  
家庭ごみの排出量の減量では、生ごみについて、水分をひと絞りしてから排出

するなどということができれば、1人1日30グラムや50グラムは減らすことが可能かと思う。しかしながら、そこが難しいところで、実行をお願いしても、面倒がられて、やっていただけない。細かいことであるが、そこを実現させる方策がないかなと考えている。やはり啓発しかないのかと思うが、啓発だけではどうなのかなというジレンマもある。水戸市もあと一歩、踏み込んでみたらいかかと考える。

他、排出抑制策としては、検討しているものに、段ボールコンポストがある。手軽にできるし、やってみたらどうかという考えで検討していただきたい。また、段ボールコンポストへの助成も考えていただけると、ありがたい。あとは、作った肥料をどうやって使うかという出口を確保しないと、うまく回らない。出口も含めて、活用を検討いただきたい。

項目的には皆、施策に入っているのですが、細かい部分が見えてくると、計画の実現性が高まるという感想を持った。

委員ー インセンティブに関する話で、所属しているスーパーでは、レジ袋の有料化を実施している。茨城県内全体の店舗で行っており、水戸市内の店舗では、レジ袋の辞退率は80%を超えている。辞退したお客様には5円相当のスタンプを付与し、20個たまると100円分の値引き券若しくはWWFという自然保護団体への寄附ができるというサービスを実施している。

ここからは思うところであるが、もしインセンティブをやめた場合、辞退率が下がるのではないかという懸念をしている。現在、せっかく8割のお客様が辞退されているので、今後はなんらかの施策で辞退率を上げ、最終的にはほぼ全てのお客様がレジ袋を使わない、若しくはレジ袋を置かないというところまで持っていきたいと考えている。インセンティブということについては、ある程度は必要であると考えている。

会長ー 他、意見はよろしいか。

なければ、議事2、その他について事務局からお願いする。

執行機関ー 次回日程は、2月26日水曜日、午後3時から開催する。会場は調整中であるので、通知発送の際にお知らせする。

会長ー その他に委員の皆様から何かあるか。

委員ー 家庭から出る資源物について、早朝パトロールをしていると、販売できそうな紙類を持ち去っていく業者がいる。これをどう指導するかを行政のほうでは考えているのかどうか、お聞きしたい。

執行機関一 資源物、特に紙類については、朝8時から市の委託業者が回収しているが、早朝から出していただいたものに対し、市の委託業者が回収する前の時間帯に抜き取りをする者が横行していることは確かである。これは、水戸市ばかりではなく、全国的にそうした事例が発生している。

本市としては、パトロールを実施し、何百という監視の目があるということを知らせ、抜き取りがしにくいような環境づくりをしているが、いたちごっこ的なところもあり、現場を押さえないと指導をするのは難しいなど、パトロールの効果が上げられていない状況である。抜き取り現場に遭遇しても、中には乱暴な行動に出る可能性がある者もいるので、市民の皆様には、見かけた場合には、時間、場所、車のナンバー、抜き取りしていた人の特徴などをごみ対策課にお知らせいただくようお願いしている。市民の皆様が直接、そうした者に声をかける、注意するようなことは、危険を伴う可能性があるので、しないようお願いしている。市としても、常習的に行っている者の情報をつかみ、警察に知らせるなりし、また、現場を押さえたときにも、警察へ情報提供するなど対応しているが、なかなか根絶までは行かない状況にある。

現在、紙類の買取り価格がある程度水準にある中で、抜き取りが横行しており、我々も苦慮しているところである。とにかく、市民の皆様が直接そうした者に注意をするようなことはしないようお願いしている状況である。

委員一 この件に関して、茨城県古紙加工処理事業協同組合という団体があり、県内にある14業者で組む、段ボール、新聞、雑誌を扱う業者の団体であるが、その関東地区の上部団体があり、そこから抜き取り業者に関する通達が出されている。

抜き取り業者はアパッチと呼ばれているが、これを撲滅するために、市町村で実施する場合は、品物の間にGPSを入れて監視するという方法もある。当然、経費は掛かるものである。他にも、紙問屋では、そうした抜き取りの紙は買わないという方針を持っている。

さきほど市から話が出たように、そういう現場を見た場合、直接注意することはやめたほうがいい。市民の皆様は、時間と場所、車のナンバーなどの情報を市に知らせるだけのほうが良いと思う。組合でも、それを撲滅するためには、努力している。

一方で、難しいのは、回収方法が変わったことで、元々ちり紙交換という仕事をしてきた人たちの仕事が奪われ、生活できない状態になっている可能性もあるということである。古紙組合は、これまでちり紙交換の方から買っていたこともあり、今はだめだよというわけにはなかなかいかない部分がある。これについても、行政指導なり何かがあつての規制ならば良いとは思いますが、業者の立場からはなんとも言えない。アパッチの中にもちり紙交換をやっていた人もいるので、その方の生活も守ってあげたいと思う。ただし、資源物を抜き取るだけのアパッチとは区別、見分けがつかない。

水戸市を初め、市町村が本格的に摘発を進めたければ、古紙組合でも協力する体制はとってある。最終的には、GPSしかないと思う。要請があれば、引き受ける用意はある。

委員－ 常澄の業者に行っているようだ。出入りしている車は確認した。

委員－ 区別がつかず、分からずに買う方もいる。実際に売りに来た際、完全に区別すること、判断することは難しい。

委員－ アウトサイダーとって、組合に入っていない業者もいて、そこに入った品物に関しては、手が出せない。組合としても一本化したいところであるが、業者間の中で難しい問題がある。

会長－ いろいろ話は出たが、このあたりとして、本日の議事は、以上で終了する。